

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 規 則

ページ

- 東日本大震災、平成 2 8 年熊本地震及び平成 2 9 年 7 月九州北部豪雨に伴う北九州市職員の特別休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則【総務市民局人事部人事課】 3

◇ 公 告

- 北九州市が発注する測量業務等の委託契約又は請負契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【技術監理局契約部契約制度課】 4
- 北九州市が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【技術監理局契約部契約制度課】 7

◇ 上下水道局

- 北九州市上下水道局が発注する測量業務等の委託契約又は請負契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【上下水道局総務経営部経理・資産活用課】 1 1
- 北九州市上下水道局が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【上下水道局総務経営部経理・資産活用課】 1 5

◇ 交 通 局

- 北九州市交通局が発注する測量業務等の委託契約又は請負契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【交通局総務経営課】 1 9
- 北九州市交通局が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【交通局総務経営課】 2 3
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【交通局総務経営課】 2 7
- 特定調達契約の落札者の決定【交通局総務経営課】 3 0

◇ 公営競技局

- 東日本大震災、平成２８年熊本地震及び平成２９年７月九州北部豪雨に伴う北九州市公営競技局職員の特別休暇の特例に関する規程の一部を改正する規程【公営競技局総務課】

3 1

東日本大震災、平成２８年熊本地震及び平成２９年７月九州北部豪雨に伴う北九州市職員の特別休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年８月１０日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第４２号

東日本大震災、平成２８年熊本地震及び平成２９年７月九州北部豪雨に伴う北九州市職員の特別休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則

東日本大震災、平成２８年熊本地震及び平成２９年７月九州北部豪雨に伴う北九州市職員の特別休暇の特例に関する規則（平成２３年北九州市規則第２９号）の一部を次のように改正する。

題名中「、平成２８年熊本地震及び平成２９年７月九州北部豪雨」を「等」に改める。

第１条中「及び平成２９年７月九州北部豪雨」を「、平成２９年７月九州北部豪雨及び令和８年熊本地震」に改める。

第２条中「又は平成２９年７月九州北部豪雨の」を「、平成２９年７月九州北部豪雨又は令和８年熊本地震の」に、「ボランティア活動並びに」を「ボランティア活動及び」に、「、平成２８年熊本地震及び平成２９年７月九州北部豪雨に係るボランティア活動」を「等に係るボランティア活動」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市公告第 5 8 6 号

北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 6 年北九州市規則第 6 0 号。以下「規則」という。）第 4 条第 2 項に定める随時に行う受付を令和 8 年度及び令和 9 年度において行うため、規則第 4 条第 3 項（規則第 1 1 条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市が発注する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）及び競争入札参加資格の審査の申請方法等を次のとおり公告する。

令和 8 年 8 月 1 0 日

北九州市長 武 内 和 久

1 業務の種類

- (1) 測量業務
- (2) 建築関係コンサルタント業務
- (3) 設備設計業務
- (4) 土木関係コンサルタント業務
- (5) 地質調査業務
- (6) 補償関係コンサルタント業務
- (7) 前各号に掲げる業務以外の調査、測定、コンサルタント業務

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者
- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後、別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後、別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

（5） 経営状態が著しく不健全であると認められる者

（6） 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とされる資格を有しない者

3 申請の受付日時

令和8年9月1日から令和9年3月31日まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び令和8年12月29日から令和9年1月1日までの日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

4 申請書の受付方法

（1） 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市ホームページアドレス

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/04200000_00015.html

（2） 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類イからエまで、カ、コ及びサは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウからカまで、クからコまで及びスは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

ア 登記事項証明書（個人の場合は、身分に関する証明書）

イ 申請業務に関する登録等の証明書

ウ 申請業務に関する調書（その1）

エ 申請業務に関する調書（その2）

- オ 使用印鑑届
- カ 委任状
- キ 印鑑証明書
- ク 業務経歴書
- ケ 技術者経歴書
- コ 北九州市内事業所等調書
- サ 北九州市税に係る納税証明書
- シ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- ス 誓約書

(3) 提出先

〒803-8501

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

5 競争入札参加資格の審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知する。

6 競争入札参加資格の有効期間

規則第7条第1項（規則第11条において準用する場合を含む。）の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から令和10年9月30日まで

7 競争入札参加資格の有効期間の更新手続

競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、令和10年6月に令和10年度及び令和11年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。

8 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市技術監理局契約部契約制度課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに下記北九州市ホームページで公開する。

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/04200000_00021.html

9 公告に関する問合せ先

北九州市技術監理局契約部契約制度課

北九州市小倉北区城内1番1号（北九州市役所15階）

電話 093-582-2545

FAX 093-582-3113

北九州市公告第 5 8 7 号

北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 1 1 号。以下「規則」という。）第 3 条第 2 項に定める随時に行う受付を令和 8 年度及び令和 9 年度において行うため、規則第 3 条第 3 項（規則第 9 条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約（工事請負契約及び工事に付帯するその他の契約を除く。）の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）、競争入札参加資格の審査の申請方法等を次のとおり公告する。

令和 8 年 8 月 1 0 日

北九州市長 武 内 和 久

1 申請の対象となる物品等及び役務の種類

- (1) 印刷・写真
- (2) 事務用品
- (3) 機械器具
- (4) 自動車・船舶
- (5) 家具・装飾
- (6) 縫製・繊維製品
- (7) 薬品
- (8) 燃料
- (9) 教材・書籍・美術品
- (10) 建設資材
- (11) 農林・園芸
- (12) 日用品・雑貨・百貨
- (13) サービス

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者
- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後、別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

- ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

（5） 経営状態が著しく不健全であると認められる者

（6） 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とされる資格を有しない者

3 申請の受付日時

令和8年9月1日から令和9年3月31日まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び令和8年12月29日から令和9年1月1日までの日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

4 申請書の受付方法

（1） 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市ホームページアドレス

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/04200000_00016.html

（2） 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類オからケまで及びサは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウからオまで及びケは、前号による申請の後、北九州市

入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

ア 登記事項証明書（個人の場合は、身分に関する証明書）

イ 印鑑証明書

ウ 使用印鑑届

エ 誓約書

オ 委任状

カ 北九州市税に係る納税証明書

キ 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの）

ク 営業に関する許認可証の写し

ケ 契約実績経歴書

コ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書

サ 社会的責任・社会貢献関係資料

（３） 提出先

〒８０３－８５０１

北九州市小倉北区城内１番１号

北九州市技術監理局契約部契約制度課

（４） 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

５ 競争入札参加資格の審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知する。

６ 競争入札参加資格の有効期間

規則第６条第１項（規則第９条において準用する場合を含む。）の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から令和１０年９月３０日まで

７ 競争入札参加資格の有効期間の更新手続

競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、令和１０年６月に令和１０年度及び令和１１年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。

８ 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市技術監理局契約部契約制度課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに下記北九州市ホームページで公開する。

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/04200000_00021.html

９ 公告に関する問合せ先

北九州市技術監理局契約部契約制度課

北九州市小倉北区城内１番１号（北九州市役所１５階）

電話 0 9 3 - 5 8 2 - 2 5 4 5

F A X 0 9 3 - 5 8 2 - 3 1 1 3

北九州市上下水道局公告第103号

北九州市上下水道局測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市水道局管理規程第9号）第2条において準用する北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第60号。以下「規則」という。）第4条第2項に定める随時に行う受付を令和8年度及び令和9年度において行うため、規則第4条第3項（規則第11条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市上下水道局が発注する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）及び競争入札参加資格の審査の申請方法等を次のとおり公告する。

令和8年8月10日

北九州市上下水道局長 廣 中 忠 孝

1 業務の種類

- (1) 測量業務
- (2) 建築関係コンサルタント業務
- (3) 設備設計業務
- (4) 土木関係コンサルタント業務
- (5) 地質調査業務
- (6) 補償関係コンサルタント業務
- (7) 前各号に掲げる業務以外の調査、測定、コンサルタント業務

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後、別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正

- ナ 価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後、別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (6) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とされる資格を有しない者

3 申請の受付日時

令和8年9月1日から令和9年3月31日まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び令和8年12月29日から令和9年1月1日までの日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

4 申請書の受付方法

(1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市ホームページアドレス

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/04200000_00015.html

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類イからエまで、カ、コ及びサは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウからカまで、クからコまで及びスは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

ア 登記事項証明書（個人の場合は、身分に関する証明書）

- イ 申請業務に関する登録等の証明書
- ウ 申請業務に関する調書（その１）
- エ 申請業務に関する調書（その２）
- オ 使用印鑑届
- カ 委任状
- キ 印鑑証明書
- ク 業務経歴書
- ケ 技術者経歴書
- コ 北九州市内事業所等調書
- サ 北九州市税に係る納税証明書
- シ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- ス 誓約書

（３） 提出先

〒 8 0 3 - 8 5 0 1

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市技術監理局契約部契約制度課

（４） 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

5 競争入札参加資格の審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知する。

6 競争入札参加資格の有効期間

規則第 7 条第 1 項（規則第 1 1 条において準用する場合を含む。）の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から令和 1 0 年 9 月 3 0 日まで

7 競争入札参加資格の有効期間の更新手続

競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、令和 1 0 年 6 月に令和 1 0 年度及び令和 1 1 年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。

8 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市上下水道局総務経営部経理・資産活用課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに下記北九州市ホームページで公開する。

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/04200000_00021.html

9 公告に関する問合せ先

北九州市上下水道局総務経営部経理・資産活用課

北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号（小倉北区役所西棟 4 階）

電話 0 9 3 - 5 8 2 - 3 1 3 7

F A X 0 9 3 - 5 8 2 - 3 1 0 0

北九州市上下水道局公告第 1 0 4 号

北九州市上下水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成 7 年北九州市水道局管理規程第 2 号）第 2 条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 1 1 号。以下「規則」という。）第 3 条第 2 項に定める随時に行う受付を令和 8 年度及び令和 9 年度において行うため、規則第 3 条第 3 項（規則第 9 条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市上下水道局が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約（工事請負契約及び工事に付帯するその他の契約を除く。）の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）、競争入札参加資格の審査の申請方法等を次のとおり公告する。

令和 8 年 8 月 1 0 日

北九州市上下水道局長 廣 中 忠 孝

1 申請の対象となる物品等及び役務の種類

- (1) 印刷・写真
- (2) 事務用品
- (3) 機械器具
- (4) 自動車・船舶
- (5) 家具・装飾
- (6) 縫製・繊維製品
- (7) 薬品
- (8) 燃料
- (9) 教材・書籍・美術品
- (10) 建設資材
- (11) 農林・園芸
- (12) 日用品・雑貨・百貨
- (13) サービス

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者

(4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後、別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者

(6) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とされる資格を有しない者

3 申請の受付日時

令和8年9月1日から令和9年3月31日まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び令和8年12月29日から令和9年1月1日までの日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

4 申請書の受付方法

(1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市ホームページアドレス

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/04200000_00016.html

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」と

いう。)を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類オからケまで及びサは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウからオまで及びケは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

ア 登記事項証明書（個人の場合は、身分に関する証明書）

イ 印鑑証明書

ウ 使用印鑑届

エ 誓約書

オ 委任状

カ 北九州市税に係る納税証明書

キ 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの）

ク 営業に関する許認可証の写し

ケ 契約実績経歴書

コ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書

サ 社会的責任・社会貢献関係資料

（３） 提出先

〒８０３－８５０１

北九州市小倉北区城内１番１号

北九州市技術監理局契約部契約制度課

（４） 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

５ 競争入札参加資格の審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知する。

６ 競争入札参加資格の有効期間

規則第６条第１項（規則第９条において準用する場合を含む。）の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から令和１０年９月３０日まで

７ 競争入札参加資格の有効期間の更新手続

競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、令和１０年６月に令和１０年度及び令和１１年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。

８ 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市上下水道局総務経営部経理・資産活用課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに下記北九州市ホームページで公開する。

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/04200000_00021.html

9 公告に関する問合せ先

北九州市上下水道局総務経営部経理・資産活用課

北九州市小倉北区大手町1番1号（小倉北区役所西棟4階）

電話 093-582-3137

FAX 093-582-3100

北九州市交通局公告 39 号

北九州市交通局測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成 6 年北九州市交通局管理規程第 4 号）第 2 条において準用する北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 6 年北九州市規則第 60 号。以下「規則」という。）第 4 条第 2 項に定める随時に行う受付を令和 8 年度及び令和 9 年度において行うため、規則第 4 条第 3 項（規則第 11 条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市交通局が発注する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）及び競争入札参加資格の審査の申請方法等を次のとおり公告する。

令和 8 年 8 月 10 日

北九州市交通局長 中 島 尚

1 業務の種類

- (1) 測量業務
- (2) 建築関係コンサルタント業務
- (3) 設備設計業務
- (4) 土木関係コンサルタント業務
- (5) 地質調査業務
- (6) 補償関係コンサルタント業務
- (7) 前各号に掲げる業務以外の調査、測定、コンサルタント業務

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後、別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正

- な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後、別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (6) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とされる資格を有しない者

3 申請の受付日時

令和8年9月1日から令和9年3月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和8年12月29日から令和9年1月1日までの日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

4 申請書の受付方法

(1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市ホームページアドレス

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/04200000_00015.html

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類イからエまで、カ、コ及びサは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウからカまで、クからコまで及びスは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

ア 登記事項証明書（個人の場合は、身分に関する証明書）

- イ 申請業務に関する登録等の証明書
- ウ 申請業務に関する調書（その１）
- エ 申請業務に関する調書（その２）
- オ 使用印鑑届
- カ 委任状
- キ 印鑑証明書
- ク 業務経歴書
- ケ 技術者経歴書
- コ 北九州市内事業所等調書
- サ 北九州市税に係る納税証明書
- シ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- ス 誓約書

（３） 提出先

〒 8 0 3 - 8 5 0 1

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市技術監理局契約部契約制度課

（４） 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

5 競争入札参加資格の審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知する。

6 競争入札参加資格の有効期間

規則第 7 条第 1 項（規則第 1 1 条において準用する場合を含む。）の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から令和 1 0 年 9 月 3 0 日まで

7 競争入札参加資格の有効期間の更新手続

競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、令和 1 0 年 6 月に令和 1 0 年度及び令和 1 1 年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。

8 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市交通局総務経営課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに下記北九州市ホームページで公開する。

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/04200000_00021.html

9 公告に関する問合せ先

北九州市交通局総務経営課

北九州市若松区東小石町 3 番 1 号

電話 0 9 3 - 7 7 1 - 8 4 0 1

F A X 0 9 3 - 7 7 1 - 8 4 2 2

北九州市交通局公告第40号

北九州市交通局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市交通局管理規程第1号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号。以下「規則」という。）第3条第2項に定める随時に行う受付を令和8年度及び令和9年度において行うため、規則第3条第3項（規則第9条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市交通局が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約（工事請負契約及び工事に付帯するその他の契約を除く。）の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）及び競争入札参加資格の審査の申請方法を次のとおり公告する。

令和8年8月10日

北九州市交通局長 中 島 尚

1 申請の対象となる物品等及び役務の種類

- (1) 印刷・写真
- (2) 事務用品
- (3) 機械器具
- (4) 自動車・船舶
- (5) 家具・装飾
- (6) 縫製・繊維製品
- (7) 薬品
- (8) 燃料
- (9) 教材・書籍・美術品
- (10) 建設資材
- (11) 農林・園芸
- (12) 日用品・雑貨・百貨
- (13) サービス

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後、別

に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後、別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

（5） 経営状態が著しく不健全であると認められる者

（6） 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とされる資格を有しない者

3 申請の受付日時

令和8年9月1日から令和9年3月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和8年12月29日から令和9年1月1日までの日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

4 申請書の受付方法

（1） 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市ホームページアドレス

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/04200000_00016.html

（2） 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類オからケまで及

びサは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウからオまで及びケは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

ア 登記事項証明書（個人の場合は、身分に関する証明書）

イ 印鑑証明書

ウ 使用印鑑届

エ 誓約書

オ 委任状

カ 北九州市税に係る納税証明書

キ 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの）

ク 営業に関する許認可証の写し

ケ 契約実績経歴書

コ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書

サ 社会的責任・社会貢献関係資料

（３） 提出先

〒 8 0 3 - 8 5 0 1

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市技術監理局契約部契約制度課

（４） 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

5 競争入札参加資格の審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知する。

6 競争入札参加資格の有効期間

規則第 6 条第 1 項（規則第 9 条において準用する場合を含む。）の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から令和 1 0 年 9 月 3 0 日まで

7 競争入札参加資格の有効期間の更新手続

競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、令和 1 0 年 6 月に令和 1 0 年度及び令和 1 1 年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。

8 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市交通局総務経営課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに下記北九州市ホームページで公開する。

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/04200000_00021.html

9 公告に関する問合せ先

北九州市交通局総務経営課

北九州市若松区東小石町3番1号

電話 093-771-8401

FAX 093-771-8422

北九州市交通局公告第41号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市交通局管理規程第5号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和8年8月10日

北九州市交通局長 中 島 尚

1 調達内容

(1) 購入品目及び予定数量

軽油 10万6,000リットル

(2) 購入物品の特質等 仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 令和8年10月1日から同月31日まで

(4) 納入場所 北九州市交通局若松営業所及び向田営業所

(5) 今後購入が予想される数量及び入札公告予定時期

予定数量47万4,000リットル 令和8年9月頃

(6) 入札方法 単位当たりの価格により行う。価格は軽油引取税を含むものとし、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から軽油引取税を除いた金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市交通局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市交通局管理規程第1号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和8年

9月10日までに競争入札参加資格申請を行わなければならない。

4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市若松区東小石町3番1号

北九州市交通局総務経営課

イ 期間 この公告の日から令和8年9月18日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで並びに同月24日の午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後2時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市若松区東小石町3番1号

北九州市交通局42会議室

イ 日時 令和8年9月15日午後2時

(4) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和8年9月10日までに競争参加の申出書を北九州市交通局総務経営課に提出しなければならない。

(5) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和8年9月18日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市若松区東小石町3番1号

北九州市交通局42会議室

イ 日時 令和8年9月24日午後2時

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、北九州市交通局契約規程（昭和39年北九州市交通局管理規程第5号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。
ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市交通局総務経営課

〒808-0017 北九州市若松区東小石町3番1号

電話 093-771-8401

6 Summary

(1) Product and Quantity

Gas Oil

Forecasted Quantity:

106,000ℓ

(2) Deadline of Tender(by hand)

2:00p.m., September 24, 2026

(3) Deadline of Tender(by mail)

5:00p.m., September 18, 2026

(4) For further information, please contact:

General Affairs and Management Division, Transportation Bureau,
City of Kitakyushu,

3-1 Higashikoishimachi, Wakamatsu-ku, Kitakyushu-city 808-0017

Japan TEL 093-771-8401

北九州市交通局公告第42号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市交通局管理規程第5号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和8年8月10日

北九州市交通局長 中 島 尚

- 1 物品等の名称及び予定数量
軽油 11万4,000リットル
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市交通局総務経営課
北九州市若松区東小石町3番1号
- 3 落札者を決定した日
令和8年7月24日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社新出光九州支店北九州エリア
北九州市小倉北区紺屋町4番6号
- 5 落札金額
1リットル当たりの金額 118円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和8年6月10日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市公営競技局管理規程第 9 号

東日本大震災、平成 28 年熊本地震及び平成 29 年 7 月九州北部豪雨に伴う北九州市公営競技局職員の特別休暇の特例に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 8 月 10 日

北九州市公営競技局長 宮 金 満

東日本大震災、平成 28 年熊本地震及び平成 29 年 7 月九州北部豪雨に伴う北九州市公営競技局職員の特別休暇の特例に関する規程の一部を改正する規程

東日本大震災、平成 28 年熊本地震及び平成 29 年 7 月九州北部豪雨に伴う北九州市公営競技局職員の特別休暇の特例に関する規程（平成 30 年北九州市公営競技局管理規程第 20 号）の一部を次のように改正する。

題名中「、平成 28 年熊本地震及び平成 29 年 7 月九州北部豪雨」を「等」に改める。

第 1 条中「及び平成 29 年 7 月九州北部豪雨」を「、平成 29 年 7 月九州北部豪雨及び令和 8 年熊本地震」に改める。

第 2 条中「又は平成 29 年 7 月九州北部豪雨」を「、平成 29 年 7 月九州北部豪雨又は令和 8 年熊本地震」に改める。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。